

平成23年4月18日 開会
平成23年4月18日 閉会
(臨時第4回)

大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第64号

平成23年第4回大山町議会臨時会を次のとおり招集する

平成23年4月15日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成23年4月18日 午前11時
- 2 場 所 大山町役場議場
- 3 付議事件
 - 1) 議案第55号 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて
(大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
 - 2) 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて(大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
 - 3) 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度大山町一般会計補正予算(第9号))
 - 4) 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度大山町土地取得特別会計補正予算(第2号))
 - 5) 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度大山町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
 - 6) 議案第60号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第6号))
 - 7) 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))
 - 8) 議案第62号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度大山町老人保健特別会計補正予算(第2号))
 - 9) 議案第63号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度大山町介護保険特別会計補正予算(第4号))
 - 10) 議案第64号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号))
 - 11) 議案第65号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))
 - 12) 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算(第4号))
 - 13) 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度大山町索道事業会計補正予算(第3号))

- 14) 議案第 68 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計暫定予算）
 - 15) 議案第 69 号 平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計予算
 - 16) 議案第 70 号 平成 23 年度大山町一般会計補正予算（第 1 号）
 - 17) 議案第 71 号 教育委員会委員の任命について
 - 18) 発議案第 2 号 大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会の設置について
 - 19) 大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について
-

○開会日に応招した議員

竹 口 大 紀	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	池 田 満 正
近 藤 大 介	西 尾 寿 博
吉 原 美 智 恵	岩 井 美 保 子
諸 遊 壤 司	足 立 敏 雄
小 原 力 三	岡 田 聰
椎 木 学	鹿 島 功
西 山 富 三 郎	野 口 俊 明

○応招しなかった議員

なし

第 4 回 大 山 町 議 会 臨 時 会 議 録

平成 2 3 年 4 月 1 8 日（月曜日）

議 事 日 程

平成 2 3 年 4 月 1 8 日 午前 1 1 時 2 分 開会

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 55 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町国民健康保険税
条例の一部を改正する条例）

日程第 4 議案第 56 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町国民健康保険
条例の一部を改正する条例）

日程第 5 議案第 57 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町
一般会計補正予算（第 9 号））

日程第 6 議案第 58 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町
土地取得特別会計補正予算（第 2 号））

日程第 7 議案第 59 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町
国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））

日程第 8 議案第 60 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町
国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 6 号））

日程第 9 議案第 61 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町
後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））

日程第 10 議案第 62 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町老
人保健特別会計補正予算（第 2 号））

日程第 11 議案第 63 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町介
護保険特別会計補正予算（第 4 号））

日程第 12 議案第 64 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町農
業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号））

日程第 13 議案第 65 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町公
共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号））

日程第 14 議案第 66 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町宅
地造成事業特別会計補正予算（第 4 号））

- 日程第 15 議案第 67 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町索道事業会計補正予算（第 3 号））
- 日程第 16 議案第 68 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計暫定予算）
- 日程第 17 議案第 69 号 平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第 18 議案第 70 号 平成 23 年度大山町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 71 号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 20 発議案第 2 号 大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会の設置について
- 日程第 21 大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について

本日の会議に付した事件

- 1 開会（開議）宣告
- 1 議事日程の報告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 55 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 議案第 56 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 議案第 57 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町一般会計補正予算（第 9 号））
- 日程第 6 議案第 58 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町土地取得特別会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 7 議案第 59 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 8 議案第 60 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 9 議案第 61 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 10 議案第 62 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町老人保健特別会計補正予算（第 2 号））
- 日程第 11 議案第 63 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町介護保険特別会計補正予算（第 4 号））
- 日程第 12 議案第 64 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町農

業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）

- 日程第13 議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第14 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第4号））
- 日程第15 議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度大山町索道事業会計補正予算（第3号））
- 日程第16 議案第68号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度大山町地域休養施設特別会計暫定予算）
- 日程第17 議案第69号 平成23年度大山町地域休養施設特別会計予算
- 日程第18 議案第70号 平成23年度大山町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第71号 教育委員会委員の任命について
- 日程第20 発議案第2号 大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会の設置について
- 日程第21 大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会委員長及び副委員長の互選結果の報告について

追加議事日程〔第1号の追加1〕

- 日程第1 閉会中の継続調査について（大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会所管事務調査）

出席議員（18名）

1番 竹口大紀	2番 米本隆記
3番 大森正治	4番 杉谷洋一
5番 野口昌作	6番 池田満正
7番 近藤大介	8番 西尾寿博
9番 吉原美智恵	10番 岩井美保子
11番 諸遊壤司	12番 足立敏雄
13番 小原力三	14番 岡田聰
15番 椎木学	16番 鹿島功
17番 西山富三郎	18番 野口俊明

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 諸遊雅照 書記 …………… 中井晶義

説明のため出席した者の職氏名

町長	森田増範	教育長	山根浩
副町長	小西正記	教育次長兼学校教育課長	齋藤匠
総務課長	押村彰文	社会教育課長	手島千津夫
中山支所総合窓口課長	澤田勝	幼児教育課長	林原幸雄
大山支所総合窓口課長	岡田栄	企画情報課長	野間一成
税務課長	小谷正寿	建設課長	池本義親
農林水産課長	山下一郎	水道課長	野坂友晴
住民生活課長	坂田修	福祉介護課長	戸野隆弘
観光商工課長	福留弘明	保健課長	齋藤淳
人権推進課長	門脇英之	農業委員会事務局長	近藤照秋
地籍調査課長	種田順治	会計管理者	後藤律子
代表監査委員	松本正博	総務課参事	酒嶋宏

午前 11 時 2 分 開会

○局長（諸遊雅照君） それではこれから互礼を行います。一同起立。礼。着席。

開会・開議・議事日程

○議長（野口俊明君） ただいまの出席議員は、18 人です。定足数に達していますので、平成 23 年第 4 回大山町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（野口俊明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定によって、11 番 諸遊壤司君、12 番 足立敏雄君を指名します。

日程第 2 会期の決定について

○議長（野口俊明君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りに決定いたしました。

日程第 3 議案 55 号 ～ 日程第 16 議案 68 号

○議長（野口俊明君） 日程第 3、議案第 55 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）から、日程第 16、議案第 68 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計暫定予算）まで、計 14 件を一括議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） おはようございます。よろしくお願い申し上げます。それでは、上程いただきました議案第 55 号からの専決処分につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

議案第 55 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成 23 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、早急に大山町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして、平成 23 年 3 月 31 日付で専決処分をおこないましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告をし承認を求めるものでございます。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を 1 万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 1 万円、介護納付金課税額に係る課税限度額を 2 万円の、合わせて合計 4 万円を引き上げるものでございまして、本年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度分からの国民健康保険税に適用するものでございます。以上で議案第 55 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 56 号 専決いたしました大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、健康保険法施行令の一部を改正する政令が、平成 23 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、大山町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 23 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告をし承認を求めるものでございます。

改正の内容といたしましては、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日の間、暫定的に 4 万円引き上げた出産育児一時金につきまして、平成 23 年 4 月から恒久化したことによるものでございます。

以上で、議案第 56 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 57 号 専決処分の承認を求めることにつきまして平成 22 年度大山

町一般会計補正予算（第9号）の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方譲与税等の譲与金・交付金及び特別交付税の額の確定、国庫支出金・県支出金の額の確定など、歳出では決算見込みによりまして、各款において増減調整が生じたことなどにとまなないまして、歳入歳出予算の過不足を調整するため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めます。

この補正予算第9号は、既定の歳入歳出予算の総額に1億8,863万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を124億4,112万5,000円といたしております。

次に、第1表を歳入から各款をおってご説明申し上げます。

第10款地方譲与税、第15款利子割交付金、第16款配当割交付金、第17款株式等譲渡所得割交付金、また第20款ゴルフ場利用税交付金、第25款自動車取得税交付金、第35款地方交付税及び第40款の交通安全対策特別交付金の増減につきましては、それぞれ額の確定によりますところの増減補正でございます。第45款分担金及び負担金は18万1,000円の増額で、内容は、農林水産業費分担金の新農業水利システムセミハード事業分担金の23万9,000円の減、またしっかり守る農林基盤交付金事業分担金42万円の増額であります。第50款使用料及び手数料は10万円の減額で、内容は農林水産業費使用料におきまして、漁村センター使用料10万円の減額によるものでございます。第55款国庫支出金は2,176万1,000円の増額で、主なものは、国庫負担金で、障害者福祉費国庫負担金219万6,000円の減額、国庫補助金で、道路除雪費補助金の2,750万円の増額、また年末年始豪雪災害対応の補助金といたしまして153万9,000円の増額などがございます。第60款県支出金は1,676万4,000円の減額で、主なものは、県負担金で、障害者福祉費県負担金83万3,000円の減、県補助金で、特別医療費補助金696万9,000円の減、松くい虫等防除事業補助金288万4,000円の減、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金133万1,000円の減、緊急雇用創出事業補助金110万9,000円の減など決算見込みによる減額でございます。第70款寄附金は42万4,000円の増額で、これは農林水産施設災害復旧費寄附金の増額によるものでございます。第85款諸収入は、39万3,000円の増額で、大山北壁の水販売代金の増額によるものでございます。第90款地方債は1,930万円の増額で、主なものは町道改良事業1,550万円の増額によるものでございます。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

各款ともほとんど決算見込みによります減額でございますが、今回の補正で増額補正をいたしました主なものにつきましてご説明を申し上げます。

第10款総務費では、総務管理費の一般管理費で、財政調整基金積立金5,063万7,000円、また減債基金積立金2億190万円を追加いたしております。第40款土木費では、町道中山インター線の委託料を2,230万円、用地取得費を1,063万円追加をいたしております。

ます。

次に第2条では、翌年度に繰越して使用することができる経費を、「第2表繰越明許費補正」で御来屋活性化事業、町道中山インター線整備事業及び倒木処理等豪雪災害対策事業でございましたこの3つの事業を追加いたしております。また、子ども手当システム導入委託料、雪害園芸施設等復旧対策事業、農林水産施設災害復旧事業の3つの事業費を変更いたしております。

第3条では地方債の変更につきまして「第3表 地方債補正」によることといたしており、辺地対策事業をはじめ表中の起債事業限度額をあわせて1,930万円増額変更を行っているところでございます。以上で議案第57号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第58号 専決処分の承認を求めることにつきまして平成22年度大山町土地取得特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明をいたします。

昨年11月に進出協定を締結いたしましたニッパ株式会社に対しまして、本会計で造成いたしました大山インターチェンジ工業団地の工場用地一区画を平成22年度中に売却することといたして、財産売却収入に7,000万円の歳入を計上いたしておりましたけれども、ニッパ株式会社と再協議した結果、新年度での売買とすることで合意をいたしましたために、その全額を減額しようとするものでございます。以上で議案第58号の説明を終わります。

続きまして議案第59号 専決処分の承認を求めることにつきまして平成22年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、歳入では、国庫支出金の増額、歳出では、保険給付費の増額が見込まれるため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし承認を求めるものでございます。

この補正予算第4号は、既定の歳入歳出予算の総額に106万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億4,887万円といたしております。

歳入からご説明を申し上げます。

第15款国庫支出金969万2,000円の増は、療養給付費負担金の増額及び財政調整交付金の減額が主なものでございます。第50款繰入金862万3,000円の減は、国民健康保険診療所特別会計から繰り入れます調整交付金の返還金の額の確定によるものでございます。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。

第10款保険給付費800万円の増は、退職被保険者にかかる療養給付費及び一般被保険者にかかる高額療養費の増額見込みによるものでございます。第50款諸支出費862万3,000円の減は、直営診療施設にかかる調整交付金の返還金の額の確定によるものでございます。第90款予備費は、169万2,000円の増とし、歳入歳出の調整を図っております。以上で、議案第59号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 60 号 専決処分の承認を求めることにつきまして平成 22 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 6 号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、歳出におきますところの不用額の整理に併せて歳入の減額を行うもので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 23 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

この補正予算第 6 号は、既定の歳入歳出予算の総額から 1,462 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 7,043 万 7,000 円といたしております。

まず、歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款診療収入は、310 万円の見込み減であります。第 15 款使用料及び手数料は、290 万円の見込み減であります。第 30 款繰入金 862 万 3,000 円の減額は、大山診療所二階部分の目的外利用に係る過年度調整交付金返還金の減額によるものであります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

第 10 款医業費は、医薬材料費 600 万円の減額であります。内訳といたしましては、名和診療所が 300 万円、大山診療所 100 万円、大山口診療所 200 万円それぞれの減でございます。第 17 款諸支出金 862 万 3,000 円の減額は、国民健康保険特別会計に繰出しする過年度調整交付金返還金を減額するものでございます。以上で、議案第 60 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 61 号 専決処分の承認を求めることにつきまして平成 22 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、決算見込みにより保険料の増額が見込まれるため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 23 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 442 万円を追加をいたし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,370 万 1,000 円といたしております。

歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款保険料 302 万円の増額は、現年度分特別徴収保険料の増額であります。第 20 款繰入金 140 万円の増額は、一般会計からの繰入金の増額であります。

次に、歳出につきまして説明を申し上げます。

第 10 款後期高齢者医療納付金 442 万円の増額は、広域連合から示されました納付金で、保険料負担金の増額であります。以上で、議案第 61 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 62 号 専決処分の承認を求めることにつきまして平成 22 年度大山町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）の提案理由を説明を申し上げます。

本案は、決算見込みにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 23 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第

3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

この補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 10 万円減額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44 万 3,000 円といたしております。

次に、第 1 表を歳入から各款をおってご説明を申し上げます。

第 5 款支払基金交付金 3 万 8,000 円の減額は、医療費交付金及び審査支払手数料交付金の減額でございます。第 10 款国庫支出金 2 万 3,000 円の減額は、医療費負担金の減額であります。第 15 款県支出金 5,000 円の減額は、医療費負担金の減額であります。第 20 款繰入金 3 万 4,000 円の減額は、一般会計からの繰入金の減額であります。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款医療諸費 7 万 1,000 円の減額は、医療給付費、医療費支給費、老人高額医療費及び審査支払手数料の減額でございます。第 10 款諸支出金 3,000 円の減額は、償還金 3,000 円の減額であります。以上で、議案第 62 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 63 号 専決処分の承認を求めることにつきまして、平成 22 年度大山町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき平成 23 年 3 月 31 日付で専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により本会議に報告し、承認を求めるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額から 990 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 19 億 4,381 万 7,000 円とするものでございます。

歳入から款を追って、主なものにつきましてご説明を申し上げます。

第 5 款保険料の 840 万円の減額は、納付・徴収実績見込によります減額でございます。第 30 款繰入金の 150 万 2,000 円の減額は、介護保険給付の実績見込による繰入金の減額が主なものでございます。

次に歳出につきまして説明を申し上げます。

第 5 款総務費 10 万 2,000 円の減額は、臨時職員賃金の減額であります。また第 10 款保険給付費は、介護サービス等諸費では居宅介護サービス給付費及び地域密着型介護サービス給付費等、また介護予防サービス等諸費では介護予防サービス給付費が実績により減額となったために、880 万円の減額といたしております。以上で議案第 63 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 64 号 専決処分の承認を求めることにつきまして平成 22 年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 5 号)につきまして提案理由のご説明をいたします。

本案は、歳入では、一般会計繰入金及び、物件移転補償費の減額、歳出では決算見込みにより、各款において減額調整が生じたことに伴いまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 23 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の

規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

予算案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 172 万円を減額し、歳入、歳出それぞれ 5 億 323 万 6,000 円とするものでございます。

補正内容につきまして歳入からご説明申し上げます。

第 25 款繰入金 117 万円の減額は、事業費の精査に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。第 35 款諸収入 55 万円の減額は、山陰道工事に伴う、下水道管移転補償工事の精査によります減額でございます。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款事業費 142 万円の減額は、需用費など事業費の決算見込みによりますところの減でございます。第 10 款公債費 30 万円の減は、償還利子の減額によるものでございます。これで、議案第 64 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 65 号 専決処分の承認を求めることにつきまして平成 22 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入では、一般会計繰入金の減額、歳出では決算見込みにより、各款において減額調整が生じたことに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 23 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

予算案は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 279 万円を減額し、歳入、歳出それぞれ 4 億 2,836 万 6,000 円とするものでございます。

補正内容につきまして歳入からご説明申し上げます。

第 20 款繰入金 279 万円の減額は、事業費の精査に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款事業費 209 万円の減額は、需用費など事業費の決算見込みによる減でございます。第 10 款公債費 70 万円の減は、償還利子の減額によるものでございます。これで、議案第 65 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 66 号 専決処分の承認を求めることにつきまして平成 22 年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算(第 4 号)につきまして提案理由の説明をいたします。

本案は、決算見込みにより、歳入歳出予算の過不足を調整することに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 23 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し承認を求めるものでございます。

予算案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出からそれぞれ 228 万円を減額し、歳入、歳出それぞれ 8,663 万 3,000 円とするものでございます。

補正内容につきまして歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款財産収入の 68 万円の減額は、売払収入の減額でございます。第 10 款繰入金の 45 万 2,000 円の増額は、一般会計からの繰入金を増額であります。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第 5 款宅地造成事業費の 22 万 8,000 円の減額は、需用費など事業費の決算見込みにより減額するものでございます。これで、議案第 66 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 67 号 専決処分の承認を求めることにつきまして平成 22 年度大山町索道事業会計補正予算（第 3 号）につきまして提案理由のご説明をいたします。

本案は、町営中の原スキー場に指定管理者制度を導入したことに伴います決算見込みによる歳入歳出予算の過不足を調整するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 23 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

補正の主な内容でございますが、第 2 条収益的収入におきまして、第 1 款索道事業収益、第 2 項営業外収益を 5,036 万 3,000 円の減額といたしております。これは、平成 22 年度に受け取り予定でありました指定管理料でございますが、中の原スキー場の営業が本年 4 月 3 日までとなりましたために、額の算定を年度内に行なうことができませんでしたので、平成 23 年度の収入とするための措置でございます。

次に収益的支出でございますが、決算見込みによりまして総額で 1,361 万 6,000 円を減額といたしております。

以上のことによりまして、22 年度決算は見かけ上 6,400 万円程度の赤字を計上することとなりますが、これは 23 年度に相当額を受け入れることとなりますので申し添えをさせていただきたいと思っております。どうぞ理解を賜りますようお願いいたします。

なお、先に議決をいただいておりますとおり、本会計は 3 月 31 日をもちまして廃止をいたしており、今後は新設いたしました索道事業特別会計で対応することとなりますので、ご承知賜りますようお願い申し上げます。以上で、議案第 67 号の提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 68 号 専決処分の承認を求めることにつきまして平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計暫定予算につきまして、提案理由のご説明をいたします。

本案は、先の第 3 回定例会におきまして議案第 22 号として提案をいたしてございました大山町地域休養施設特別会計予算案が否決されましたことに伴いまして、名和地域休養施設の最低限の維持管理を図るため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 23 年 3 月 31 日付で専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告し承認を求めるものでございます。

暫定予算の内容でございますが、第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 145 万 3,000 円と定めております。これは、施設の維持管理費用に最低限必要な経費の一月分につきまして計上いたしましたものでございまして、管理人の人

件費、建物の光熱水費、保険料、利用をお断りしたところのお客様への補償等といたしておりまして、財源は一般会計からの繰入金としたところでございます。以上で、議案第 68 号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（野口俊明君） これから、質疑を行います。ただいま提案説明のありました議案第 55 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

○議員（5 番 野口昌作君） これの改正によってですね、保険税ですね、保険税がどのくらいの増収になるかということをお伺いします。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 野口議員の質問に担当課長のほうから答えさせていただきます。

○税務課長（小谷正寿君） 議長、税務課長。

○議長（野口俊明君） 小谷税務課長。

○税務課長（小谷正寿君） どれくらいの増収になるかというご質問でございます。

えーとですね、基礎課税分が、上昇しますのが 16 件、それから後期高齢者の支援金分が 58 件、それから介護分が 40 件ございますので、それぞれ引き上げ額の額を単純にかけますと、基礎課税分が 16 万円、後期高齢者支援分が 58 件で 58 万円、それから介護分が 2 万円かける 40 件で 80 万円、合計いたしますと 154 万円といったところでしょうか。以上です。

○議員（5 番 野口昌作君） はい、わかりました。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第 55 号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 55 号は、原案のとおり、承認することに決定しました。

○議長（野口俊明君） 次に、議案第 56 号 専決処分の承認を求めることについて（大山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第56号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第56号は、原案のとおり、承認することに決定しました。

○議長（野口俊明君） 次、議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度大山町一般会計補正予算（第9号））について、質疑はありませんか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（野口俊明君） 3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 繰越明許費の補正として、追加としてそのあたり特に土木費の道路橋梁費、町道中山インター線整備事業としてあるわけですが、これが当初予算から追加ということで、1,000万円ぐらいですかね、ほど多くなっているように思うんですけども、これが専決しなければならなかったのか、議会のほうに諮ることが出来なかったことなのかどうなのか、ちょっと、わたしよく、そのへんがよく分からないんですけども、これだけの額ですけども、またわたし自身前にも、前から討論させてもらっていますけども、この町道中山インター線っていうのは、現在の道路の状況を考えれば、必要ではない道路ではないかというふうにまあ思っているわけですから、それがこういう形で、専決という形で出されたことについて、ちょっとよく分からない、疑問があるものですから、お聞きしたいと思います。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 大森議員の質問につきまして、詳細を担当課長から述べさせていただきます。

○建設課長（池本義親君） 議長、建設課長。

○議長（野口俊明君） 池本建設課長。

○建設課長（池本義親君） 中山インター線の専決でございます。この路線につきましては、22年度当初から予算計上をいたしておりました。で、現在行なっておりますのは、国道9号の塩津交差点、これ3交差点でございますが、その交差点改良が現在進めております。その関係で、中山インター線の取り付け位置について、現在国交省と協議中

であります。それが終わりませんと、本線のほうにも入れないといった事情がありまして、年度当初あげておりましたが、途中の1月の段階で県のほうへ、事業費執行が道路線につきましてできないといったことで協議をいたしました。で、わたしのほうでは、事業費の減額ということが国の方に国費の関係、県のほうで認めていただいたというふうに解釈をいたしておりましたが、年度末になりまして、それが承認ができてなかったという事情が判明いたしました。で、道路の補正につきましては、3月補正で一度事業費の減額をいたしております。で、今回専決に出して復活をさせまして23年度に繰越をし、23年度で対応していくといった内容でございます。以上です。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（野口俊明君） 3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 今の回答では、年度末になって、復活させたと、また更に1,000万、1,000万ほどですね、ということは、本当に緊急を要して議会に諮ることができなかつたわけですかね、額としては、かなり大きいんですけども、その年度末というのが、まあいつだったか分からないんですけども、かなり大きな額なんで、これが専決というのは、わたしは疑問があるなというふうに思いますが。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 詳細につきまして、担当課長のほうから述べさせていただきます。

○建設課長（池本義親君） 議長、建設課長。

○議長（野口俊明君） 池本建設課長。

○建設課長（池本義親君） 先ほどもご説明をいたしました、3月の補正で一度減額をしております。その後に検討の協議の中で、減額が認められなかったといったことでありまして、これが認められなかったということになりますと国費の返還ということが、生じてまいります。で、そこにつきましての取り扱いをどうするかといったことで、協議の中で、もう国費返還ができないということもありまして、23年度に繰越をして、予算計上するといったことになりましたので、3月補正に間に合わなかったということでもあります。

○議員（3番 大森正治君） 了解です。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

○議員（7番 近藤大介君） 議長、7番。

○議長（野口俊明君） 7番 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） まず始めに1点確認をしたいと思うんですけども、予算書の4ページでございますが、今回明細書のほうの4ページですが、地方交付税のうちですね、今回特別交付税が1億6,000万円増額になっております。これについては、

ほぼ全額がこのたびの大雪の雪害などに関連しての国からの増額分だというふうに理解してよいのかということを確認で質問いたします。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 近藤議員の質問に担当課長のほうから答えさせていただきます。

○総務課長（押村彰文君） 議長、総務課長。

○議長（野口俊明君） 押村総務課長。

○総務課長（押村彰文君） ただいまの質問にお答えをいたします。増額は約1億6,000万円の増額補正をさせていただいておりますが、この中で、豪雪に対しての交付税額は1億5,000万弱だというふうに判断しております。以上でございます。

○議員（7番 近藤大介君） 議長、7番。

○議長（野口俊明君） 7番 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 1億6,000万円のうちのまあ約1億5,000万円が、大雪に対しての国からの交付税だということで、それ以外に、今回国から除雪の関係での補助金が、2,700万ほど増額になっておりますので、合わせて1億、まあ約8,000万ですか、2億円近いお金が、追加で配分になっておるわけで、地方財政としては、非常にありがたい対応をとってもらったなというふうに思うんですけども、まあそういった格好で、地方交付税がそういった分、合わせて1億6,000万増える中でですね、町のほうもまあ歳出削減なりしてもらった格好だと思ふんですけども、今回の専決で2億5,000万ほどのお金が浮いてきておるといふふうに思うわけですが、で、その2億5,000万のその浮いたお金がですね、今回取りあえずまあ専決ということで1回、よっこいしょせないけませんので、基金のほうに充てられる格好になっておるんですけども、2億5,000万のうち、財政調整基金に5,000万円、それから減債基金に2億円積み立てられたという格好になっております。まあ基金に取りあえず入れておくということについては、全く問題ないとは思ふんですけども、その振り分け方として、どうだったのかなど。わたしとしては、もう少しその支出の際に、自由度の高い財政調整基金のほうに重点を置いてもらって、減債基金のほうもう少し、もっと少なかった、少なくとも良かったんじゃないかなというふうにも思ったりするんですが、新年度の、23年度、今年度の予算執行にあたってですね、3月定例会でもいろいろ議論させてもらいましたけれども、町の財政運営は決して今現在厳しい状況とは言えない、比較的余裕のある状況だと思います。そういった意味で、雪害対策も含めてですね、地域の活性化のために、必要な予算は、どんどん使っていただいているんじゃないかというふうに思うわけですし、そういった意味では、減債基金に積み上げれば、基本的には、借金払いのためのお金ですから、お金が眠ってしまう格好になると思ふんです。なるべく、自由度の高いような格好にして、必要な措置は、スピーディーに対応ができるような格好にしてもらうほうが望ましいと思う

んですけれども、そのあたりは、23年度の予算執行で、ある程度は考慮してもらえるものなのかどうなのか、このへんについての見解をお尋ねします。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） この振り分けということについてでございますけれども、今町のほうでも進めております中で、保育所の建設3カ所ございます。今、現在大山保育所の拠点保育所、あるいは中山の町の拠点保育所の建設ということでの取り組みも進めております。まだまだ、そういった施設の整備等が当面の大きな取り組みとしてあるわけでございます、今回このような形で提案させて、専決処分させていただいたということでもありますので、ご理解を願いたいと思います。

○議員（7番 近藤大介君） 議長。

○議長（野口俊明君） 7番 近藤大介君。

○議員（7番 近藤大介君） 保育所の建設に関しても、中山分はわりと前倒しになったということはあるんですけれども、大山の保育所建設にしても中山の保育所建設にしても、基本的的には、計画どおり行われておる分です、で、そういった状況の中で、尚且つ、基金もここ数年、順調に貯めこまれているといった状況があるわけですよ。で、たとえば、国の財政の話でいけば、そのリーマンショックであったりとか、金融危機だと言われるたびにですね、銀行に多額の公的資金が投入されると、預金者保護のために必要だということはあるんですけれども、その都度、その銀行だけの体力が保障されて、末端のですね、中小零細企業には、必ずしも十分にお金が回っていないという状況があるんですけれども、何か、今回の補正予算見とってわたしそういったことが想起されてですね、地方行政ばかりが、だんだん健全になっていく、その末端の住民の生活は、景気が悪い中、まだまだ苦しいわけですね、そういったことを考えれば、町の財政運営は、もちろん大事ですけれども、それ以上にやはり、その住民の生活第一のその財政運営、予算執行に心がけていただきたいと節に思うわけですね、もうまあ専決処分ですから、もうこれ決ったもんです、承認するかしないかだけなんですけれども、新年度の予算執行にあたってですね、是非、その住民の生活を一番に考えた予算の執行のあり方を考えていただきたいというふうに思うんですけれども、そのへんについて考え方を最後に確認をしたいと思います。どうでしょうか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 近藤議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。このたびの専決処分の取り組みの内容については、先ほど述べさせていただいたところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

またおっしゃいますところの住民の生活、方々への雇用であったり、あるいは事業の

取り組みという形のもので生まれるようにという話でございます。おっしゃいますように、わたしもその思い持っております、これまでもこの町の施策の中で、地元の事業者の方々や、あるいは雇用の関係であったり、等に反映できるような取り組みを進めてまいってきております。まあ今後の財政の中で、どのような形で23年度推移するか、まだまだ懸念されるところがあるわけですが、まあ先ほどいただいたお声は状況を見る中で、また反映をさせていただいたり、受け止めさせていただきたいなと思っております。

○議長（野口俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（野口俊明君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） 繰越明許の中で、子ども手当システム導入委託料というものが削減になっております。まあ予算の中でもですね、子ども手当システム改修委託料が削減になっていますけども、これもうせんでもいいということで削減されるわけですか、またこれからでも必要なことがあるわけですか、どうですか。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 野口議員の質問、担当課のほうから述べさせていただきます。

○住民生活課長（坂田修君） 議長、住民生活課長。

○議長（野口俊明君） 坂田住民生活課長。

○住民生活課長（坂田修君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。子ども手当につきましては、先般の子ども手当の制度につきまして、国会で、まあいろいろ紆余曲折いたしました。で、当初、子どもシステムを続けるんだという政府の考えもありまして、それなりの157万のシステムの改修を見込んでおりました。ですけれども、今後につきましては、この子ども手当、本年の9月をもって終了するということが政府のほうも明確化されております。で、したがって、9月以降は児童手当ということにまた戻ってくるというような情報もございまして、このシステムの改修につきましては、今後はやらないというぐあいに考えております。以上でございます。

○議員（5番 野口昌作君） はい、分かりました。

○議長（野口俊明君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第57号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 57 号は、原案のとおり、承認することに決定しました。

ここで休憩いたします。再開は 1 時、1 時再開とします。

午後 0 時 休憩

午後 1 時 再開

（澤田中山支所総合窓口課長 不在）

○議長（野口俊明君） 再開いたします。次に、議案第 58 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町土地取得特別会計補正予算（第 2 号））について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第 58 号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 58 号は、原案のとおり、承認することに決定しました。

○議長（野口俊明君） 議案第 59 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第 59 号を採決します。お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 59 号は、原案のとおり、承認することに決定しました。

○議長（野口俊明君） 議案第 60 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 6 号））について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第 60 号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 60 号は、原案のとおり、承認することに決定しました。

○議長（野口俊明君） 議案第 61 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第 61 号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 61 号は、原案のとおり、承認することに決定しました。

○議長（野口俊明君） 次に、議案第 62 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 22 年度大山町老人保健特別会計補正予算（第 2 号））について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第

62号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第62号は、原案のとおり、承認することに決定しました。

○議長（野口俊明君） 次に、議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度大山町介護保険特別会計補正予算（第4号））について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第63号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第63号は、原案のとおり、承認することに決定しました。

○議長（野口俊明君） 議案第64号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度大山町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号））について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第64号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第64号は、原案のとおり、承認することに決定しました。

○議長（野口俊明君） 議案第65号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号））について、質疑はありません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第65号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第65号は、原案のとおり、承認することに決定しました。

○議長（野口俊明君） 議案第66号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度大山町宅地造成事業特別会計補正予算（第4号））について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第66号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第66号は、原案のとおり、承認することに決定しました。

○議長（野口俊明君） 次に、議案第67号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度大山町索道事業会計補正予算（第3号））について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第67号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 67 号は、原案のとおり、承認することに決定しました。

○議長（野口俊明君） 議案第 68 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計暫定予算）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第 68 号を採決します。

お諮りします。本案は、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 68 号は、原案のとおり、承認することに決定しました。

日程第 17 議案第 69 号

○議長（野口俊明君） 日程第 17、議案第 69 号 平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計予算についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） ただいま上程いただきました議案 69 号 平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計予算につきまして提案理由の説明を述べさせていただきたいと思っております。

本案は、先の第 3 回定例会におきまして議案第 22 号として提案をいたしました大山町地域休養施設特別会計予算案、これが否決されましたことに伴いまして、山香荘の今後について議会の皆様と、先般、議員懇談会にて意見交換をさせていただき、既に予約済の利用者の皆さんにご迷惑をおかけしないなど、9 月までの営業の経費を盛り込ませていただいたものであります。そしてそれをこのたびの議案第 69 号として改めて提案させていただくものでございます。この間に議会の皆様と山香荘の今後について今一度協議・検討を進めたいと考えているところでございます。

第 1 条におきまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,760 万 6,000 円と定めております。

まず、歳入の主なものは、第 5 款第 5 項施設使用料で 790 万円、第 10 款第 5 項一般会計繰入金で 970 万 5,000 円であります。

次に歳出につきましてご説明を申し上げます。

第5款総務費第5項総務管理費、第1項一般管理費1,760万6,000円の主なものは、9月までの施設管理運営に必要となりますところの人件費、施設管理の委託料、営業用の光熱水費、消耗品費、原材料費、あるいはクリーニング代など、それと営業再開に必要な最低限な食堂の空調設備修繕費、あるいは検討委員会の経費などがございます。以上で、議案第69号の提案理由の説明を終わります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（3番 大森正治君） 議長、3番。

○議長（野口俊明君） 3番 大森正治君。

○議員（3番 大森正治君） 5ページですね、説明書の一番下にあります損害賠償金、おそらくこれ予想できますけども、こっちの都合で断ったお客さんへの賠償金だったと思いますが、もしそうであるならば、何団体それがあったのか、お示してください。

○町長（森田増範君） 議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） 大森議員の質問に担当課長のほうから答えさせていただきます。

○観光商工課長（福留弘明君） 議長、観光商工課長。

○議長（野口俊明君） 福留観光商工課長。

○観光商工課長（福留弘明君） ただいまのご質問にお答えいたします。山香荘の予約をいただいております、4月、5月で予約をお断りさせていただいた件数は4団体でございます。以上です。

○議長（野口俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第69号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第70号

○議長（野口俊明君） 日程第18、議案第70号 平成23年度大山町一般会計補正予算（第1号）についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） ご上程いただきました議案第 70 号 平成 23 年度大山町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、1 月の豪雪により被災をされました農業施設の復旧を行う必要が生じたこと等によりまして、歳入歳出予算の過不足を調整するため、本議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第 1 号は、既定の歳入歳出予算の総額に 1,351 万 2,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を 97 億 5,351 万 2,000 円とするものでございます。

次に、第 1 表を歳入から各款をおってご説明申し上げます。第 70 款寄付金は、171 万 8,000 円の増額で、農業施設災害復旧に対する寄付金でございます。第 80 款繰越金は 1,179 万 4,000 円の増額でございます。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

第 10 款総務費では、262 万 9,000 円の増額で、主なものは、第 5 項総務管理費の一般管理費で、防災行政無線屋外施設の修繕料 57 万 8,000 円、東北地方太平洋沖地震に対する義援金 175 万 1,000 円などを計上いたしております。第 30 款農林水産業費は、683 万 4,000 円の減額で、地域休養施設特別会計繰出金を 683 万 4,000 円減額して計上いたしております。第 35 款商工費は、53 万 2,000 円の増額で、大山パークウェイの交通量調査委託料として新規計上いたしております。第 60 款災害復旧費は、1,718 万 5,000 円の増額で、今年 1 月の豪雪により被災をいたしました農業施設の復旧にかかる費用を計上いたしております。以上で、議案第 70 号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第 70 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 70 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 71 号

○議長（野口俊明君） 日程第 19、議案第 71 号 教育委員会委員の任命についてを議

題にします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田増範君） はい、議長。

○議長（野口俊明君） 森田町長。

○町長（森田増範君） それでは議案第 71 号 教育委員会委員の任命につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、大山町唐王 683 番地 小原康正さんを大山町教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

小原さんは、昭和 39 年から長きに渡り小学校教員として勤務され、大山西小学校長を最後に平成 12 年 3 月に退職されました。その後は、大山町中央公民館長を経て、平成 17 年から平成 20 年までは大山町教育委員会委員長として、そして現在は教育委員としてご活躍をいただいているところでございます。

来たる 5 月 11 日をもって任期満了となりますが、人格・見識とも適任と考えておりますので、再任にご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明に代えさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○議長（野口俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、議案第 71 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 71 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

（澤田中山支所総合窓口課長 着席）

日程第 20 発議案第 2 号

○議長（野口俊明君） 日程第 20、発議案第 2 号 特別委員会の設置でございますが、この件につきましては、名和地域休養施設の今後のあり方も含め、「大山北麓（神田地区）活性化を調査研究するための特別委員会を設置する提案であります。平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計予算は否決となりました。予算否決という重い決断は、多少の異論はあろうと思いますが、これまで名和地域休養施設が 30 年余り果たしてきた役割をここで終えるということだとわたしは理解しております。しかしながら、その存続を

望む声が多くあることも承知をしております。このような現状を踏まえ、名和地域休養施設を今後どうするのか、この施設をどう活用再生していくのか、それとも廃止するのか。特別委員会を、地域休養施設のこれからのあり方を協議検討するため特別委員会の設置をお願いするものであります。特別委員会が、取り組むこの課題は、時間を掛けて協議検討すべきでないことは議員の皆さんにもご理解いただけるものと思います。予算的な制約もありますので、地域休養施設の今後のあり方をできるだけ早く決定していただきたいと思います。当然町民の皆さんや、地域の皆さんの合意形成が得られるような内容、方向性でなければならぬと考えていますので、考えますので、その点についても議員の皆さんに、十分なお配意をお願いし、わたしからの提案とさせていただきます。

そういたしますと、日程第 20、発議案第 2 号 「大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会の設置について」を議題にします。提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員長 足立敏雄君。

○議会運営委員長（足立敏雄君） はい、議長。それではただいま上程されました発議案第 2 号 大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会の設置についての提案理由のご説明をいたします。

この神田地区周辺エリアは、名和地域休養施設が昭和 57 年に完成以来、住民のコミュニケーション活動やスポーツ、レクリエーションなど憩いの場として、また観光りんご園を中心とした産業振興の拠点として、広く町内外の皆さんにご活用いただいております。

昨年早々、町長からこの周辺地域の活性化の一つとして、鳥取県フットボールセンター計画が提案され、サッカー協会との連携による地域活性化策について、議会では一般質問や議会全員協議会等々、さまざまな機会を通じて、町長の考え方やその効果を質し、また議員間でも、議員討論会を開催する等、約 1 年の時間をかけて検討を重ねてまいりました。

その結果として、先般の 3 月定例議会において、議会は町長から提案されたサッカー場建設予算を含む、平成 23 年度大山町地域休養施設特別会計予算を否決いたしました。

しかし一方では、産業振興の立場から、あるいはスポーツを愛好されます皆さん方から、また地元神田地域の皆さん方から、再生を望む声があると聞いておりますので、この神田地区周辺エリアを今後どうするのか、どう活性化していくのか、議会の立場で今後のあり方を協議検討するため、特別委員会の設置について提案するものであります。

それでは議案の朗読をいたします。

発議案第 2 号 大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会の設置について、上記の議案を裏面のとおりに、地方自治法昭和 22 年法律第 67 号第 109 条の 2 第 5 項及び大山町議会会議規則平成 17 年議会規則第 1 号第 14 条第 3 項の規定により提出します。平成 23 年 4 月 18 日、提出者大山町議会運営委員会委員長 足立敏雄。

大山北陸（神田地区）活性化調査特別委員会の設置について、次のとおり、大山北陸（神田地区）活性化調査特別委員会を設置するものとする。

1 名称、大山北陸（神田地区）活性化調査特別委員会。2 設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第6条であります。3 目的、大山北陸（神田地区）の今後のあり方について、調査・研究を行う。（「北麓」と呼ぶ者あり）あ、大山北陸、北麓、失礼、大山北麓（神田地区）の今後のあり方について調査研究を行う。4 委員の定数18人全員であります。5 調査期間、調査完了まで、閉会中も継続し調査・研究を行う。以上であります。皆様のご賛同を願い、これで発議案第2号の提案理由の説明を終わります。

○議長（野口俊明君） 先ほどの名称につきましては、大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会であります。

これから、発議案第2号 大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会の設置について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（5番 野口昌作君） 議長、5番。

○議長（野口俊明君） 5番 野口昌作君。

○議員（5番 野口昌作君） えーとですね、最初にこの調査期間ですけども、調査完了までということになっておりますが、町長のこの山香荘のですね、予算の内容の話の中では、だいたい9月までぐらいの予算だというようなことが、言って説明がありました。そういうことですね、調査完了までということでは、非常に気持ちのんびりしてきてしまうというような考え方があるでないかと思いますが、これを調査を完了まででなしにですね、まあ8月末というようなですね、調査の期間を定めることはできないかということが第一点でありますし、それから第2点目といたしましてですね、特別委員会の設置でございますけども、さっき山香荘の予算が出されました中で、謝礼金51万8,000円、山香荘活用検討委員会謝礼金ということでみてあったわけでございますが、結局、山香荘活用検討委員会というものをですね、まあ行政のほうで設置したいということから、この予算が出されたというぐあいに思ったりします。そういうことですね、この委員会と、この検討委員会とそれから調査、今の特別委員会とのですね絡みが、非常に難しいことになりはしないかということをおもったりするわけでございますけれど、このへんがどんなもんかちょっとお尋ねしたいです。以上です。

○議長（野口俊明君） 提出者 足立敏雄君。

○議会運営委員長（足立敏雄君） はい、議長。この期間でございますけれども、取り敢えず今日執行部のほうから提案されました予算が約9月までということですので、9月議会が最後かなというふうに思っています。ただ、3月にああやって否決した案件でございますし、地元の住民の方々の考え方も大変不安定な状況でもありますし、議会のほうが一生懸命頑張れば、6月議会で結論を出すのも可能ではないかなというふうに思っております。ただここから先は、実際に作る委員会の動きによりますので、議会運営

委員会としては、そういう最速で6月、最悪で9月というふうな考え方でこれを提案をしております。以上です。あともう一つのほうは、ちょっとこっち側じゃなしに、執行部側への質問になろうかと思えます。

〔「議会は、議会だけ……」と呼ぶ者あり〕

○**議会運営委員長（足立敏雄君）** うん、そう、だけ以上です。

○**議長（野口俊明君）** 議会運営副委員長、鹿島 功君、16番。

○**議会運営副委員長（鹿島功君）** それでは副委員長ということで、代わって答弁させていただきます。議会は議会としての立場で調査研究するということではないでしょうか。執行部は執行部でされるということでございますので、独自の議会側の結論を出すということでございます。

○**議員（5番 野口昌作君）** はい、分かりました。

○**議長（野口俊明君）** 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（野口俊明君）** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（野口俊明君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから、発議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○**議長（野口俊明君）** 起立多数です。したがって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○**議長（野口俊明君）** ただいま設置された委員18人によります大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、特別委員会を開いてください。ここで暫時休憩します。委員の皆さんは、議員控室に移動してください。

午後1時33分 休憩

午後1時50分 再開

**日程第21 大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会委員長
及び副委員長の互選結果の報告について**

○**議長（野口俊明君）** 再開いたします。日程第21、大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会委員長及び副委員長の互選結果について報告をします。

休憩中に開催されました大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われました。

その結果、委員長に西山富三郎君、副委員長に近藤大介君が、それぞれ互選されまし

たので、報告いたします。

○議長（野口俊明君）　ここで議員の皆さんにお知らせをします。

さきほど開催された大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会において、委員長から、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。この大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員長から申し出のありました閉会中の継続調査について、これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君）　異議なしと認めます。したがって、大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員長からありました閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定しました。

○議長（野口俊明君）　ここで追加議事日程表配付のため、暫時休憩いたします。

午後1時52分　休憩

午後1時53分　再開

○議長（野口俊明君）　再開します。

追加日程第1　閉会中の継続調査について

（大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会）

○議長（野口俊明君）　追加日程第1、大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

大山北麓（神田地区）活性化調査特別委員長から、お手元に配布しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口俊明君）　異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（野口俊明君）　これで、本臨時会の会議に付議された事件は全部終了しました。会議を閉じます。平成23年第4回大山町議会臨時会を閉会します。

○局長（諸遊雅照）　互礼を行います。一同起立。礼。

午後 1 時 54 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 野口 俊明

署名議員 諸遊 壤司

署名議員 足立 敏雄